

民生銀行 ANA カード申込表

申込資格 (申込条件は下記を含むがそれに限られません。最終的に中国民生銀行クレジットカードセンターの審査に準じます)

- 本カード申込者は満 18 歳(外国籍、香港・マカオ・台湾の方は満 25 歳)、家族カード申込者は満 13 歳(本カード申込者の子女ではない場合は満 18 歳)である必要があります。
- デラックス版カードの申込者は年収が 18 万人民币元に達する、又はその他の申込条件を満たす必要があります。スタンダード版カードの申込者は年収が 12 万人民币元に達する、又はその他の申込条件を満たす必要があります。

申込証明書類は以下をご参考ください。

■本カード及び家族カード申込者の身分証明(書類添付必須)

中国国内の方——身分証明書のコピー

香港・マカオ・台湾の方——香港・マカオ住民メインランド通行証、台湾同胞メインランド通行証及び居住ビザ或はマルチビザのコピー

外国籍の方——外国人所属国のパスポート及び居留証或は在中就業証のコピー

家族カード申込者——身分証明証コピー(16 歳未満かつ身分証明書を取得していない家族カード申込者は戸籍簿コピーの添付が必要)/パスポート/香港・マカオ住民メインランド通行証/台湾同胞メインランド通行証。

■本カード申込者の在職証明書類

例: 在職会社の発行した正式な在職証明原本、全面的な情報が記載された社員証或は名刺原本、会社名称・申込者氏名及び直近 3 ヶ月の納付記録の記載された社会保険/医療保険/公共積立金証明書類等。

■財力収入証明書類

例: 銀行の給料代行業支払記録、会社の発行した収入証明、所得税源泉徴収証憑、自己所有不動産証明書/不動産購入契約/銀行ローン返済計画表、自己所有自動車走行証、当行預金証明等の書類原本或はコピー。

■その他信用証明書類

自動引落説明

自動引落方法の利用を選択した場合、以下の内容に同意することを表明します。

- 自動引落書類の記入後、申込表に記入したデビットカード或は残高財産管理電子口座の人民币元当座預金口座から、クレジットカードの未払金額の引落を代行することを中国民生銀行に授権することに同意します。中国民生銀行は毎月の最終返済日に一括引落を行いますので、当日に残高が充分にあることを確保してください。
- 当行のデビットカード口座或は残高財産管理電子口座に対して、残高不足の場合、口座残高を「0」元となるまで引き落とし、残りの部分については別途再引落はしません。ご自身でその他の方法により返済してください。
- 請求書に人民币元と外貨の未払金額が同時に含まれる場合、数回に分けて引き落とします。
- 自動引落サービスを選択した場合、「最低返済額」或は「全額」のいずれか一項をチェックして選んでください。未選択又は両方選択した場合、全額返済に同意したと認められます。

自動外貨購入返済に関する説明:

- 外貨での消費が発生した時、当行は人民币元による外貨購入返済サービスを提供します。
- 当行のデビットカード或は残高財産管理電子口座の自動引落サービスを利用し、かつ人民币元による外貨購入返済サービスの利用の「同意」を選択した場合、当行はクレジットカードの人民币元過払金を優先的に使用した上、デビットカード或は残高財産管理電子口座の人民币元当座預金を使用し、自動的に外貨購入して引き落とします。
- 当行のデビットカード或は残高財産管理電子口座の自動引落サービスを利用し、かつ人民币元による外貨購入返済サービスの利用の「不同意」を選択した場合、又は、当行が提供する人民币元による外貨購入返済サービスの利用に同意したものの、当行のデビットカード或は残高財産管理電子口座に紐付けしていない場合、当行はクレジットカードの人民币元過払金を自動的に利用して、外貨購入して引き落とします。
- 上記ルートを通じた自動外貨購入返済が失敗した場合、相応する金額の外貨を預け入れて返済してください。

或はサービスホットラインで別途申し込んでください。

- 外貨購入の外貨種類とクレジットカード口座の外貨種類は一致します。自動外貨購入返済機能は、当行の発行した銀聯人民元シングルカレンシークレジットカードに適用しません。
- 人民元自動引落方法で最低返済額を選択した場合、紐付けられたデビットカード又は残高財産管理電子口座の外貨購入返済も最低返済額で取り扱います。人民元自動引落方法で全額返済を選択した場合、紐付けられたデビットカード又は残高財産管理電子口座の外貨購入返済も全額返済で取り扱います。

その他の説明

■ 申込書の提出

本申込書を適切に記入し、かつ全ての審査に必要な書類と共に当行各拠点のカウンタ又は民生クレジットカードVIP販売員に提出してください。当行は、受領後の15営業日以内に処理しかつ回答します。24時間民生VIP専用ホットライン(400-810-8008)又は民生クレジットカードwechat銀行を通じて申込進捗を調べることができます。中国民生銀行は、審査の上カードの発行是非及び信用限度額を調整する権利を保留し、申込者が提出した資料(本申込書及びその証明書類を含みます。)について、当行は秘密を保持しますが、カード発行を承認するか否かにかかわらず、返却しません。

■ 年会費の優遇

民生デラックスプラチナクレジットカード年会費は、メインカードが3600元であり、サブカードが1800元です。民生スタンダードプラチナクレジットカード年会費は、メインカードが600元であり、サブカードが300元です。年会費は直接プラチナカード口座に引き落とされ、申込提出時に如何なる方法で納付する必要がありません。当行は多数年会費減免優遇ポリシーを出しますので、詳細は民生クレジットカードサイト又は関連クレジットカード商品宣伝を参照ください。

ご案内: クレジットカード申込みにあたり、その他の会社又は個人に如何なる費用を納付する必要がありません。更に詳細を知りたい場合、民生クレジットカードサイト <https://creditcard.cmbc.com.cn> にアクセスしてください。又は24時間VIPホットライン(400-810-8008)にお電話ください。民生銀行個人金融商品に関する事項について、95568にお電話ください。

※本内容は別途中国民生銀行が発行する「民生全日空联名卡申请表」の日本語での参考訳文となり、万が一日本語と中国語の内容に相違がある場合、中国語の内容が優先されます。

<日本語参考訳>

クレジットカードの安全利用ガイドライン

カード口座の資金の安全を保証するため、クレジットカード利用にあたり以下の事項に特にご注意ください。

- 1、カード受領後、カードの裏面にサインしてください。盗難により損失が生じることを避けるため、カードと身分証明書に分けて保管することをお勧めします。
- 2、カード紛失又は盗難にあった場合、直ちに当行のサービスホットライン（400-810-8008）に連絡し、紛失申告を行ってください。
- 3、カードを適切に保管し、他人に貸与しないでください。
- 4、カード番号、暗証番号等の重要な個人口座資料を適切に管理してください。不審な SNS を受領した場合又は銀行従業員を自称する電話でカード番号、暗証番号等の資料を問い合わせられ場合、警戒を高め慎重に確認の上、当行のサービスホットライン（400-810-8008）に連絡し、問い合わせをしてください。
- 5、カード利用にあたり、カードの誤用又は盗用を避けるため、カードから目を離さないでください。
- 6、ATM を利用して手続にあたり、ATM 上に不審な設置物がないかご注意ください。手続完了後、カードが ATM 機内に残されることを避けるために、直ちにカードを取り出してください。ATM にカードが飲み込まれる等の故障があった場合、見知らぬ人の話を信じずに、その場所で直ちに当方のサービスホットライン（400-810-8008）に連絡し、紛失届申告を行ってください。
- 7、安全なインターネット環境の下、インターネット取引を行うことを確保してください。不審な又は信頼できないリンクをクリックしないでください。カード番号及び暗証番号の提供を求める電子メール又はサイトに対して警戒を高めなければなりません。
- 8、カード利用時に、売上傳票上の金額を照合確認してください。金額を記載しない売上傳票にサインしないでください。決済時、特約店が返却したカードがご自分のクレジットカードか否かを確認してください。
- 9、カードの安全な利用を保証するため、当行が提供する取引情報 SNS 通知サービスの利用をお勧めします。
- 10、個人情報、請求書送付先又は連絡先変更等の手続は必ずご自身で行ってください。他人に手続代行を委託することはできません。
- 11、クレジットカードの不法利用は「刑法」、最高人民法院、最高人民検察院の「クレジットカード管理妨害刑事事件処理の具体的適用法律に関する若干問題の解釈」の関連規定に違反する疑いがあり、且つ相応の法的責任を負います。

費用徴収項目		料金基準	備考
年会費	デラックス	本カード	年に従い事前に徴収します。
		家族カード	
	スタンダード版	本カード	
		家族カード	
貸越利率		日利率 0.5‰（換算年 利率 18.25%）	カード保有者が期限を徒過し、全額返済しなかった場合、当期請求書は無利息返済待遇を享受せず、貸越利率は毎日 0.5‰ に従い利息を計算し、月に従い複利を計算して徴収します。
キャッシング手数料		人民幣：キャッシング取引金額の 0.5%（当行）/1%（他行）であり、毎回最低 1 人民元を徴収します。	カード保有者がクレジットカードをもって銀行カウンタ又は ATM でキャッシングを行う時に徴収します。民生 ATM 及びカウンタにおいて過払金を受取ることは無料です。
		外貨：キャッシング取引金額の 3% であり、毎回最低 3 米ドルを徴収します。	

国外緊急キャッシング手数料	175 米ドル/回	カード保有者が国外でカードを紛失した後、相応な国際組織に緊急キャッシングサービスを申請する時には、国際組織の料金基準に従い徴収します。	
違約金	最低返済額の未返済部分の 5%であり、最低 10 人民元/1 米ドルとします。(通貨種類は相応する最低返済額と同様です。)	カード保有者が毎月の最終返済日までに当期最低返済額を返済しなかった場合又は返済を遅延した場合に徴収します。	
外貨取引手数料	取引通貨種類がクレジットカード外貨口座の通貨種類と同様である場合、取引金額の 1%を徴収します。	カード保有者がデュアルカレンシーカードを保有し、非人民幣取引を行った時に徴収します。	
	取引通貨種類がクレジットカード外貨口座の通貨種類と異なる場合、取引金額の 1.5%を徴収します。		
過払金の受取手数料	カウンタ取引：当行の場合は無料、他行の場合は他行のカウンタ業務の関連規定に従い徴収します。	カード保有者が過払金の受取申請をする時に徴収します。	
	ATM 取引：人民元：当行の場合は無料、他行の場合は受取金額の 1%であり、最低 1 人民元です。外貨：受取金額の 3%であり、最低 3 米ドルです。		
利用明細書の補充作成手数料	非特急	10 人民元/通(要請日の 3 ヶ月前以内の口座残高明細書は無料であり、12 か月前以内の口座残高明細書は毎年の第一通は無料です。)	カード保有者が利用明細書を請求する時に徴収します。
	特急	30 人民元/通、毎回別途 20 元の郵送費を徴収し、郵送費は回数により徴収します。	
抹消後の口座管理費	過払金がある抹消口座：5 人民元/月/口座	本費用はカード保有者の口座が抹消された後の 6 ヶ月目から過払金がゼロになるまで計算して徴収します。	

自由分割、請求書分割手数料	3 回 :0.82% 12 回 :0.67% 6 回 :0.70% 18 回 :0.67% 9 回 :0.67% 24 回 :0.70%	手数料は分割徴収方法を採用し、表に列挙される手数料は、毎回の徴収費用率です。
証明書類の発行手数料	50 人民元/回	カード保有者が返済証明、純費用期限経過証明、限度額証明及び資料証明の発行を要求する時に徴収します。
フライトマイル交換の手数料	150 人民元/回	スタンダードプラチナ：毎年、優遇比率に従い 2 万フライトマイルを交換できます。 デラックスプラチナ：毎年、優遇比率に従い 5 万フライトマイルを交換できます。 優遇交換比率を超えるフライトマイルの交換費用は料金基準に従い徴収します。
国外での緊急代替カードの補充発行の手数料	各手数料は、民生が貴方のために支払います。	
破損によるカード交換手数料		
紛失届費用		
伝票閲覧手数料		
新カード/カード再発行の特急速達手数料		
取引情報 SNS 通知費用		

注：1、表中の人民元以外の外貨料金は、取引に使用したクレジットカード外貨口座通貨種類により徴収通貨種類を確定します。

2、クレジットカード振込はキャッシングと看做されます。

3、最新料金基準は民生クレジットカード公式サイト (<https://creditcard.cmbc.com.cn>) に公布された最新版に準じます。

※本内容は別途中国民生銀行が発行する「安全用卡指南」の日本語での参考訳文となり、万が一日本語と中国語の内容に相違がある場合、中国語の内容が優先されます。

中国民生銀行クレジットカード（個人カード）受取、利用契約

「中国民生銀行民生クレジットカード章程」（以下、「規約」といいます。「規約」の詳細情報は、民生クレジットカードサイト <https://creditcard.cmbc.com.cn> を参照ください。）に基づき、民生クレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）の申込者（以下、「カード保有者」といいます。）は、クレジットカードの申込及び利用について、その自身及び家族カード保有者を代表して中国民生銀行股份有限公司クレジットカードセンター（以下、「当行」といいます。）と以下の契約を締結します。

1 名詞定義

- 1、カード保有者とは、当行に承認され、且つクレジットカードを発行される人を指します。その他の特別な約定がない場合、本カード保有者及び各家族カード保有者（文脈によります）を含みます。
- 2、クレジットカード口座とは、カード保有者が当行で開設したクレジットカードにおける口座を指します。かかる口座はデュアルカレンシー口座（人民幣及び外貨）又はシングルカレンシー口座（人民幣）です。
- 3、クレジットカード口座取引とは、カードの利用、又はカード番号及び/又は取引暗証番号の利用を通じて行う取引を指します。支払い、担保の提供、キャッシング及びその他の当行の認める取引類型を含みます。
- 4、キャッシングとは、カード保有者がクレジットカードを利用して銀行カウンタ、ATM 又はその他の当行が認める取引方式で銀行の査定したキャッシング枠内にて貸越して現金を引出すクレジットカード取引を指します。
- 5、信用限度額は、顧客レベル信用限度額と口座レベル信用限度額に分けられます。顧客レベル信用限度額は総与信限度額であり、即ち当行がカード保有者の信用状況によって査定し、カード有効期間内に繰返し利用できる限度額の上限であり、カード保有者の名義下の全ての有効化されたカード（本カード、家族カードを含みます。）の共用限度額であり、また人民幣口座と外貨口座の共用限度額でもあります。口座レベル信用限度額は、当行がカード保有者の各クレジットカード口座に対しそれぞれ設定する信用限度額であり、各口座の信用限度額は相互に独立しており、相互に調整することはできません。口座レベル信用限度額は当行が定期的に調整します。カード保有者は申込過程において、関連資本信用証明を自主的に提供して信用限度額の調整を申請することができます（初回申込を除きます）。なお、カード保有者が合理的な消費のため一定の時間内に、比較的に高い限度額が必要とされる場合、口座レベル信用限度額を一時的に上げることを申請することができます。カード保有者が各時点においての実際に利用できる限度額は、当行が確定した方式に従い計算します。
- 6、記帳日とは、カードの取引が発生した後、当行が取引金額をカード保有者のクレジットカード口座に記入する日付を指します。請求日とは、カード保有者のクレジットカードに発生した消費、振替、利息、費用等の取引金額に対し当行が毎月集計決済を行い、かつカード保有者の当期における全額返済額と最低返済額を計算し、カード保有者の当月のクレジットカード請求書を作成する日付を指します。
- 7、最終返済日とは、カード保有者の各請求書周期に対応する返済期間の満了日を指します。

2 申込

- 1、カード申込者及びカード保有者は、当行に提供した全ての資料が真実、完全、正確及び合法であることを保証し、かつ当行がその財産、資本信用及びその他の関連情報をいかなる関連者に調査することについて、当行に協力することを保証します。当行は、業務又は管理上のニーズのため、申込者及びカード保有者の個人情報を収集、処理、伝達及び利用する権利を有します。当行は、申請者及びカード保有者の個人的プライバシー及び商業秘密（申込書等を含みます。）に対し、法に従い秘密保持を行います（ただし、法律・法規の規定又は司法/行政機関、信用調査機構、当行が株/債券を上場する証券取引所の要求に基づき、調査を行い又は適切に開示する場合を除きます）。申請者及びカード保有者は、当行が関連資料及び情報を保留し、カードの審査発行及びカードの利用終了の是非にかかわらず、関連資料と情報は返還せず、当行が適切に保存又は処理することに同意します。
- 2、当行は、申請者の資本信用状況によりカードの発行是非、またその信用限度額を決定する権利を有します。本カード及び家族カード保有者は信用限度額を共有します。同じ身分のカード保有者が保有している複数のカードも信用限度額を共有し、当カード、連名カード、アフィニティカード等を含みます。

- 3、当行がカード保有者の確定した住所へカードを発送した後、カードの発行義務は完了します。カード保有者は、かかる住所が正確であり、かつ郵便物を正常に受け取ることができることを保証し、これにより生じる紛失、盗難のリスクはカード保有者が責任を負わなければなりません。
- 4、本カード保有者は、自身及び家族カード保有者に対し、本契約におけるクレジットカードの全ての債務について、返済責任を負います。本カード保有者は家族カードの利用の取消又は停止を随時申請することができます。家族カード保有者の違約行為は本カード保有者の違約行為とみなされます。
- 5、本カード保有者は、その18歳未満の子女のために家族カードを申込み場合、家族カードの申込者に代わって申込書に署名することができ、他人のために家族カードを申込み場合、家族カード申込者本人が申込書に署名することを確保しなければなりません。本カード保有者は、家族カード申込者本人が家族カードを申込み前に、規約及び本契約を既に理解しかつ同意したことを保証します。

3 利用

- 1、通常、当行はカードを本カード保有者が指定した住所に郵送方法で送付します。カードの所有権は当行に属し、当行は、カード保有者が規約及び本契約に基づき利用することのみを授権し、カード保有者は、第三者へのカードの貸与、譲渡、信託設立をしてはならず、又はその他の方法により第三者にカードの占有又は利用をさせてはなりません。当行がカード保有者に与える信用限度額は、カード保有者が規約及び本契約の許可される範囲内のみを利用し、かつ当行は信用限度額を調整する権利を有しますので、信用限度額は取消不能な与信承諾とみなされてはならず、カード保有者の預金、当行に対する債権又はその他性質の資産とみなされてはなりません。
- 2、カード保有者は、カードを受け取った時、直ちにカード裏面のサイン欄にサインし、適切に保管するものとし、サイン様式はカードの申込書のサインと一致するものとします。カード保有者がクレジットカード取引を行う際にサイン確認が必要な場合、カード保有者は同様の様式でサインをし、サイン確認をしなければなりません。キャッシング、又は「暗証番号+署名」でカード消費機能を開放されたカード保有者が、適用エリア内でカード取引を確認する場合、暗証番号を入力し取引証憑にサインする必要があります。特約店及び当行が署名を検証する時、業種通用の一般的な識別基準によって実行します。
- 3、カードに伴い、当行は、主にカード保有者に以下のサービスを提供します。
 - (一) 当行のクレジットカードサービスホットライン又は当行のクレジットカードサイトを通じて、そのカード口座に対し関連操作を行うことができます。
 - (二) 取引習慣、取引性質又は当行の認める取引タイプにおいて、カード保有者がカードの呈示又はカード番号の提供をし、かつ販売者による検証後、カード保有者はオフラインのPOS、メール、電話、ファックス、インターネット等の方式を通じてカード取引を行うことができ、当行は、暗証番号、電話/ファックス確認、メール、受取書の署名、出荷証憑又はその他当事者の身元及び意思表示を検証する方法により、クレジットカード取引はカード保有者本人の行為であることを確認することができます。
 - (三) カード保有者は、当行の付与したキャッシング枠内にて、銀行のカウンター、ATM 又はその他当行が認めた取引方法でキャッシングをすることができます。
 - (四) カード保有者がクレジットカードを有効化した後、クレジットカードの振込機能が自動的に開放されます。カード保有者は、セルフサービス設備（ATM、ラカウ等を含むが、この限りではありません）、又はその他当行の認めるインターネットルートを通じクレジットカード振替を行うことができます。本契約に別途定めがある場合を除き、カード保有者がクレジットカード口座の貸越枠を利用し、カード保有者本人のその他の口座に振り込むことは、クレジットカードを利用したキャッシング取引とみなします。カード保有者は、そのクレジットカードのキャッシング枠内の資金をその他のクレジットカード及びカード保有者以外の銀行決算口座又は他人が非銀行支払機構に開設した支払い口座に振り込んではなりません。
- 4、カード保有者の資金の安全を確保するため、当行は銀行カウンタ、ATM ルートを通じてクレジットカードの振替及び現金引出しに対し、上限金額を設定します。
- 5、カード保有者が国内外において行うクレジットカード取引は、対応するカード清算通貨種類口座に記入されます。単標識外貨クレジットカードは中国国外のみに利用でき、国外の関連国際クレジットカード組織ネットワークを通じて取引を行い、中国国内において人民元で外貨を購入して返済することができます。カード保有者は、中国銀聯股份有限公司、VISA/MasterCard/AE/JCB等の国際クレジットカード組織及び当行が許可した合法且つ正当な取引のみにクレジットカードを利用することでき、かつ中国法律法規及び利用地の法律

法規に違反してはなりません。当行が疑う違法行為にかかわる如何取引に対して、当行は処理又は支払を拒否する権利を保留します。

- 6、カード保有者と特約店、キャッシングを取り扱う機構、アクワイアラ又は/及びクレジットカード取引にかかわるその他の当事者との間に紛争が生じた場合、カード保有者は自らの責任において解決するものとし、紛争を理由としてカード取引により生じた債務及び関連費用の返済を拒否してはなりません。
- 7、カード取引は合理的な個人又は家庭消費のみに利用でき、生産経営、株式投資、先物、不動産又はその他の株式資本金の権益性投資に利用してはなりません。カード保有者は、契約、領収書、商品明細書を含むがこれらに限らないカード取引の用途と一致する取引証憑を保存しなければならず、かつ当行の要求に基づき上記の証明資料の原本を随時提出する義務を負います。
- 8、カード保有者は、クレジットカードの利用及び/又はその他の方法を通じてクレジットカード口座を操作して当期納付すべき金額を支払ってはなりません。

4 電子マネー口座及びその取引

- 1、当行が発行した一部の IC チップを搭載したカード商品は、クレジットカード口座に加え、電子マネー口座及びその取引にも対応できます。
- 2、電子マネー口座とは、カード保有者が申請し、且つ当行の同意を経た後に、IC チップに設置する小額支払、クイックペイ向けの人民元単一通貨の電子口座です。
- 3、電子マネー取引とは、IC チップに設置する電子マネー口座を利用して小額支払い及びその他の当行が認める取引類型を行うことを指します。
- 4、電子マネー口座は、中国銀聯股份有限公司及び当行の認める合法で及び正当な取引のみに利用できます。
- 5、電子マネー口座は、当行とカード保有者との間で別途約定がある場合を除き、人民元通貨取引のみに対応できます。
- 6、電子マネー口座は、接触式及び/又は非接触式の消費に利用でき、且つ当行が発行した具体的な異なるクレジットカード商品に応じて、小額クイックペイ、照会、チャージ等の取引の全部又は一部の機能を備えます。
- 7、電子マネー口座は記名であり、紛失申告、利息計算を行わず、貸越、振替及びキャッシング機能を備えません。カード保有者がクレジットカードの口座貸越限度額を利用して電子マネー口座に入金することは、カードの非キャッシング取引と見なされ、カード保有者はカード抹消の場合のみに、電子マネー口座内の資金を受取ることができます。
- 8、電子マネー口座において、「口座残高上限」及び「1回のオフライン消費金額上限」が設定されています。電子マネー口座の最高金額は当行が規定する最高限度額を越えてはなりません。
- 9、電子マネー口座の取引の支払いには取引暗証番号が必要ありません。全ての電子マネー口座の取引はカード保有者本人の取引と見なされ、カード保有者は電子マネー口座取引により生じる全ての責任を負うものとします。
- 10、クレジットカード口座の口座貸越限度を利用して電子マネー口座へ入金取引を行うことを除き、全ての電子マネー口座の取引はクレジットカード利用明細書に記載されず、当行は、電子マネー口座の利用明細サービスを提供しません。
- 11、電子マネー口座に関する事項は本章に定める約定を優先的に適用します。本章に定めのない事項は、本契約のその他の規定を適用します。

5 利息と費用

- 1、クレジットカードが有効化された後、カード保有者は初回年会費を支払うものとします。以降の毎年の年会費は、当年の初回請求期間の支払金額に算入します。
- 2、規約又は本契約に別途定めがある場合を除き、カード保有者の非キャッシング取引に対して、記帳日から最終返済日までの期間は無利息返済期間であり、カード保有者が無利息返済期間内に全額返済した場合、当期のカード消費取引額の利息を支払う必要はありません。無利息返済期間の最長期間は、当行が関連金融規則の許可範囲内で確定します。カード保有者が満期返済日（当日を含みます。）までに全額返済しなかった場合、全ての取引は無利息返済期間の待遇を享受せず、返済済みの部分は貸越利率に従い記帳日から返済日までの利息を計算し、未返済の部分は貸越利率に従い記帳日から継続的に利息を計算します。

- 3、カード保有者が最低返済額方法を選択し、かつ当行の審査を経て同意された場合、当期の最終返済日前に最低返済額を下回らない返済額（前期の最低返済額の未返済部分の100%+オーバーラン部分の100%+分割払い資金の100%+信用限度額内のその他の未返済消費額及びキャッシングの10%+その他の全ての未払金額の100%）を当行に返済することができます。最低返済額方法を選択した後、全ての取引は無利息返済期間の待遇を享受せず、全ての取引は貸越利率に従い記帳日から利息を計算して徴収します。カード保有者が同時に当行のカードを2枚以上保有する場合、その毎期の最低返済額はその保有する各カードの最低返済額の合計額とします。
- 4、キャッシングは無利息期間を享受せず、カード保有者は手数料及び記帳日から貸越利率に従い計算された利息を支払わなければなりません。
- 5、カード保有者が最終返済日（当日を含みます。）までに最低返済額を全額返済できなかった場合、貸越利息に加え、違約金も支払わなければなりません。また、カード保有者はその他の違約責任を負担するものとします。カード保有者が本契約又は当行が規定する関連業務を申請する場合、当行が法により確定した費用率に従い手数料等の費用を支払わなければなりません。当行クレジットカード貸越利息は1日あたり一万分の五に従い計算し、月毎に複利を計算して徴収します。年会費、手数料、違約金等は当行が法により確定し公布したその時点で有効な費用率表に従い執行します。
- 6、カード保有者が最終返済日を徒過しても貸越金額を返済しなかった場合、当行は法に従い、催告、限度額の調整等の権利を行使することができ、かつカード保有者に対し貸付金（期間満了前の分割払、期間満了前の分割手数料等を含むがこれらに限りません。）を全額返済することを要求でき、カード保有者が既に支払った分割手数料は返還されません。カード保有者は、当行の催告及び権利行使により生じた全ての費用（訴訟費用、弁護士費用、鑑定費用、評価費用、競売費用及び当行の債権実現のため生じたその他の費用を含むがこれらに限りません。）及び損失を負担しなければなりません。カード保有者が時間どおりに返済しなかったことによりその信用記録が影響を受けた場合、カード保有者はこれを自ら負担します。
- 7、カード保有者が外貨決済方法で行う消費及びキャッシングにより生じた当該通貨種類と清算通貨種類との間の清算為替レートは中国銀聯股份有限公司、VISA/MasterCard/AE/JCB等の国際組織の規定に従い取り扱います。カード保有者の外貨債務は関連法律法規規定及び当行が要求する通貨種類で返済します。許可され、かつ当行において人民元で外貨を購入して返済する場合、当行が確定する為替レート及び関連手続きに従い取り扱います。
- 8、カード保有者がカード口座に預け入れる資金は預金利息を計算しませんが、当行は顧客の貢献度等の要素に従い調整する権利を有します。カード口座内の期間満了の未払金額を控除した後の過払金額を引き取る場合、銀行カウンタ又はセルフサービスバンク設備で引き出し、又は当行に振込方法によりカード保有者が当行で開設した口座に送金することを要求することができ、かつ過払金額の受取手数料を負担します。
- 9、カード保有者が当行と、カード保有者が当行で開設した口座又は他行の指定口座を通じて自動的に返済することを約定した場合、カード保有者はここに、当行に対し最終返済日の当日に約定の口座からカード保有者の未払金額を引き落とすことを授權し、不足部分又は引落に失敗した金額は、カード保有者が速やかに返済しなければなりません。カード保有者は、指定引落口座に毎月の最終返済日当日までに充足な資金があることを確保し、指定引落口座の残高不足又は口座状態の変更により引落不足となる又は引落が成功しないことにより生じた利息及び費用は、カード保有者が負担するものとします。
- 10、カード保有者の返済金額がその全ての期間満了の未払金額に不足する場合、以下の順位に従いそのカード口座の各未払金額を返済します。記帳日から1-90日（本数を含みます。）以内の場合、まず徴収すべき利息及び各費用、その後元金という順位に従い返済します。記帳日から91日以上の場合、まず元金、その後徴収すべき利息及び各費用という順位に従い返済します。

6 利用明細書

- 1、当行は、カード保有者の提供した住所又はその他の方法に従い、クレジットカード口座取引について、毎月カード保有者へ利用明細書を提供します。但し、当月に取引がない、当行がその他方法により既に取引記録を提供した、又は双方に別途約定がある場合を除きます。カード保有者は、請求書又はその他双方の約定する通知を受領しなかったことをもって返済を拒否することはできません。
- 2、カード保有者は、当行に対し利用明細書を要求する権利を有し、要求日から3ヶ月前以内の書面利用明細書は無料とし、12ヶ月前以内の書面利用明細書について、毎年初回のは無料とします。その他時期の利用明細書については作成手数料を支払う必要があります。利用明細書を受け取っていない場合、カード保有者

は、自主的に当行クレジットカードサービスホットラインへ電話で問い合わせを行わなければなりません。直近の請求日後の 15 日以内に利用明細書を受け取っていない場合、カード保有者は、自主的に当行へ問い合わせ又は自主的に利用明細書を要求しなければならず、これを行わない場合、カード保有者が既に利用明細書を受領しかつ本期の請求詳細を既に知ったとみなします。カード保有者は、利用明細書における取引に異議がある場合、最終返済日前までに確認要求を行わなければならず、これを行わない場合、カード保有者が全ての取引を認めたとみなします。カード保有者は、上記異議期間内において、そのクレジットカード取引帳簿に対して確認を要求し、かつ当行に対し署名証明又は払戻書を調べて閲覧することを請求する権利を有します。但し、カード保有者はその理由を十分に説明し、かつ伝票等の当行の要求する関連証明資料を提出しなければなりません。関連取引が調査を経て有効なクレジットカード取引と認められた場合、カード保有者は手数料を支払う必要があります。

7 有効期間

- 1、クレジットカードの有効期間は 3 年から 5 年とし、カード保有者の受領したクレジットカード面に記載される日付に準ずるものとし、期限が過ぎると自動的に失効します。カード保有者は、カード満期後に新カードとの交換を希望しない場合、カード満期日の 3 ヶ月前までに当行クレジットカードサービスホットラインへ電話する又は当行の認めるその他の方法により当行に通知し、かつカードを返却しなければなりません。そうでない場合、満期による新カード更新を申請したものとみなします。カード保有者がクレジットカードを保有し又は使用することにより形成された債権債務関係はカードの満期失効、更新又は抹消により消滅又は変更されません。
- 2、カード発行機構の提携会社、クレジットカード組織との提携終了等の原因によりカードの再発行、交換ができなくなった場合、カード保有者の同意を経て、カード発行機構は、カード保有者に対しその他同レベルのカードを発行することができます。
- 3、カード保有者が当行又はその他金融機構とのいかなる契約において生じた違約行為、及びその他当行の要求するカード保有者資格又は信用状況が維持不能となった状況、又は関連法律法規に違反したカード保有者に対し、当行は、カード保有者が当行にて申請・受領したクレジットカードの信用限度額の減額、口座凍結、カードの使用停止、カードの回収、借越金（貸付）の期限繰上げ、担保権の実現（ある場合）等の関連措置をとり、かつ全ての債務に対する償還請求権の行使をする権利を有します。上記約定に関わらず、当行は、リスク管理のニーズ、業務上のニーズ又はその他当行の認める正当な理由に基づき、随時以上の関連措置をとる権利を有します。カードの使用停止又は回収後、カード保有者は発生した全ての未払金を返済する義務を継続して負い、かつカード保有者が返済していない期限前の支払は、カードの使用停止日/当行の要求する回収日に全て期限が繰り上げられ、直ちに全額返済しなければなりません。カード抹消、口座抹消、口座凍結、カードの使用停止等の状況を含むがこれらに限らないクレジットカード及び/又はその口座が正常でない使用状態になったとき、カード保有者は、当行がクレジットカードの増値サービス機能を随時閉鎖し、既に受領した増値サービス費用は返還されないことに同意しかつ授権します。

8、重要安全事項

- 1、カード保有者は、身分証明書及びクレジットカード番号、パスワード、身分情報、連絡方法、申請資料情報等のセンシティブ情報を適切に保管しなければならず、当行は上記センシティブ情報により使用者がカード保有者であるか否かを確認します。本契約に別途約定がある場合を除き、カード保有者の個人センシティブ情報に変更があった場合、直ちに書面又は当行の認めるその他形式により自主的に当行へ通知し、資料の変更手続を行わなければなりません。公共の場所又はセルフサービス設備等の環境において、クレジットカードを利用する際に、カード保有者は、必要な防犯措置をとるものとする。当行の過失によらずクレジットカードが不法/不当に使用される又はカード番号/パスワード等のセンシティブ情報が漏洩することにより生じたミス及び損失に対し、当行は責任を負いません。
- 2、カード保有者は、クレジットカード及びパスワードを自ら適切に保管し、及び慎重に使用し、貸出し又は他人への使用、保管を許可してはなりません。カードの紛失、毀損又はパスワード漏洩後、カード保有者は速やかに有効な措置をとり、かつ当行クレジットカードサービスホットラインへの電話、又は当行指定のショップへの来訪、或いは当行の認めるその他のルートを通じクレジットカード口座の紛失届手続を行い、かつ手数料を支払わなければなりません。紛失届は当行の確認後直ちに発効します。カード保有者は、紛失届の

発効前の他人によるカードの使用、サインの偽造、パスワードの利用等により形成されたリスク及び損失に対する責任を負います。以下の状況のいずれかがある場合、カード保有者は紛失届発効後の損失に対する全ての責任を負う必要があります。

- (1) カード保有者が当行又は関連機構の調査に協力できない場合
 - (2) カード保有者が、又は特約店等の他人と通謀してクレジットカードを利用して架空取引等の共同詐欺活動を行った場合
 - (3) カード保有者にその他の誠実信用原則に違反する行為があった場合
- 3、カード保有者は、問合せパスワード又は取引パスワードを忘れた場合、当行クレジットカードサービスホットラインへ電話し、再設定をすることができます。
- 4、カード保有者は、安全な環境において、インターネット上でクレジットカードを使用しなければならず、そのカードをインターネット上で使用する際、当行の原因によらず発生した全てのリスク及び損失に対し、自ら責任を負う必要があります。

9、その他

- 1、カード保有者は、当行の取引代金の収支業務、コンピュータ処理業務、資料処理のバックオフィス作業、販売業務、貸付後管理又はその他本契約に関するその他関連業務につき、当行が必要と認めるとき、中国法律法規及び監督管理機構の規定に違反しない前提の下、当行が適当と認める第三者又は各クレジットカード組織の会員機構へ委託し、提携して取扱うことができることに同意します。
- 2、申込者は、当行が業務取扱、ローン審査、評価及び貸付後管理、紛争処理期間においてその信用をモニタリングし、本業務申込日から本業務終了日までの全ての管理過程において、当行が上記業務の取扱の必要性に基づき中国人民銀行金融信用信息基礎データバンク及びその他中国人民銀行による承認又は届出を経た信用調査機構等の合法的ルートにより、その個人基本情報及び信用報告を調査、保存、使用することを同意かつ授権します。また、申込者は、当行がその基本情報及び信用記録を人民銀行データバンク及び法により設立されたその他信用調査機構へ発送することを同意かつ授権します。本条の約定の範囲を超えた前記情報の使用により生じた結果については当行が負担します。申込者は、本授権条項の内容を十分に知りかつ理解したことを承諾します。

申込者は、当行がそのクレジットカードに関するサービスを提供する目的で、クレジットカード業務通知、貸付後管理、支払決済サービス、クレジットカード請求書作成、連名カード業務等のクレジットカードサービスを提供するとき、必要とされる個人情報をクレジットカードサービスを提供する提携側に開示することを授権します。当行が本条項により申込者の個人情報を提携側に開示した場合、当行は同時に、上記提携側に申込者の個人情報の安全と秘密保持を保証する関連措置をとるよう要求します。申込者は、本授権条項の内容を十分に知りかつ理解したことを承諾します。
- 3、カード保有者と当行間のクレジットカードの申請及び使用に関する事項は、本契約の関連約定に優先して適用されます。当行が本契約についてサービス内容及び方法の修正又は増減/変更を行う場合、対外的に公告をし、当行の公告日から 45 自然日後に公告事項が発効します。但し、当行がサービス価格の引き上げ又は新たなサービス費用徴収項目を設立した場合、当行の公告日から 3 ヶ月後に公告事項が発効します。カード保有者は、公告期間内に本契約の内容変更同意するか否かを選択する権利を有します。カード保有者が本契約の変更内容に異議がある場合、クレジットカードの使用を終了し、かつ規定に従い口座抹消手続を行わなければなりません。公告期間満了時にカード保有者が口座抹消手続を行っていない場合、本契約の変更内容に同意したとみなします。当行が公布した、カード保有者の申請及びカード使用期間において引き続き有効な公告は（申込者が契約を締結し使用する前及び後に公布されたものを含む）、いずれも同様にカード保有者に適用されます。公告と申込者の締結し使用する契約及び定款が一致しない場合、公告に準じます。
- 4、当行はサイト公告、営業サイト公告、利用明細書、レター、テレフォンバンキング、サービスホットライン、携帯電話 SNS 等のいずれかの方法により公告又は告知を行う義務を履行することができます。カード保有者は当行が手紙、電子メール、SNS、MMS、電話等の方法により、本人へ発送される民生クレジットカード業務関連の情報を受け取ることに同意します。
- 5、カード保有者は、そのクレジットカード申込書上に記入した住宅住所、メールアドレス、携帯電話番号を本人と当行の本契約についての紛争発生時の法律書類の送達住所（紛争が仲裁、一審、二審、再審及び執行過程を含むがこれらに限らない送達住所）とすることに同意します。

カード保有者は、本条に約定された送達住所に変更が生じたとき、書面形式により当行へ通知する義務を履行することに同意します。カード保有者が仲裁及び訴訟過程において送達住所及び連絡方法の変更を行う場合、仲裁機構又は裁判所への通知義務も履行しなければなりません。カード保有者が前記の方法による通知義務を履行しない場合、カード保有者がクレジットカード申込書に記入した住宅住所、電子メールアドレス、携帯電話番号は依然として有効な送達住所とみなされます。カード保有者がクレジットカード申込書に記入した送達住所が不正確である、送達住所変更後速やかに本条の約定に従い通知義務を履行しない、カード保有者又は指定した受取人が受け取りを拒否する等の原因により、法律書類がカード保有者に実際に受け取られなかったとき、郵送方法又は電子メールで送達されたものは、法律書類の返送日をもって送達日とみなします。直接訪問により送達されたものは、配達者がその場で送達記録に状況を明記した日を送達日とみなします。カード保有者は本条の約定に従い送達住所の変更義務を履行した場合、変更後の住宅住所、電子メールアドレス、携帯電話番号は有効な送達住所となります。

カード保有者が送達住所を変更する場合、当行が指定するメールアドレス (cardhsjy@cmbc.com.cn) へ書面通知を発信し、書面通知にはカード保有者の最新の送達住所情報及び身分情報が含まれ、かつカード保有者本人の署名が必要となります。

- 6、本契約は中華人民共和国の関連法律法規及び中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、国家外貨管理局の関連規定を適用し、定められていない事項は、規約、当行業務規定及び金融業界の慣例に基づき取扱います。
- 7、当行とカード保有者が本契約の履行において発生した紛争は、双方が協議により解決します。協議による解決ができず、訴訟を提起する場合、本契約締結地の人民法院が管轄します。
- 8、本契約は、紙面ファイル及び/又はデータ電文の形式により体现され、カード保有者は手書署名又は電子署名の形式にて締結することができ、カード保有者が申込書へ署名をし、かつ当行がカード保有者に対するカード発行に同意した後に発効します。
- 9、カード保有者は「中国民生銀行クレジットカードセンターポイント活動管理弁法」の規定を遵守する意思があり、ポイントはカード保有者本人のみが申請及び使用し、架空取引によるポイントの詐取を行ってはならず、かつポイント交換した商品又はサービスの悪意の利用により不当利益を取得してはなりません。カード保有者が上記約定に違反した場合、当行は一方的に本契約を解除し、かつ相応のリスク管理措置をとる権利を有します。
- 10、当行がカード保有者に提供したクレジットカードに関するその他書類（「民生クレジットカードガイド」等を含むがこれらに限らない）は、本契約の不可分の構成部分とします。
- 11、カード保有者は、当行が本契約における当行の責任に関する免除又は制限条項、当行が一方的に有する権利条項、カード保有者の責任の増加又はカード保有者の権利の制限条項について、いずれもカード保有者に対し詳細な提示及び説明が行われ、カード保有者は本契約の全ての条項の制約を完全に理解しかつこれを自主的に受け入れることを確認します。

※本内容は別途中国民生銀行が発行する「中国民生银行信用卡（个人卡）领用合约」の日本語での参考訳文となり、万が一日本語と中国語の内容に相違がある場合、中国語の内容が優先されます。